

体育施設使用貸出許可条件

体育施設使用許可遵守事項とは別に令和3年6月21日から当面の間、使用貸出の条件を下記の通りとします。

○八百津町体育施設団体登録を完了している団体に限る。(新規団体登録は町内者のみの構成に限る。登録済団体の新規団員の追加は県内在住者に限る。)

・県外団体との対外試合(大会・練習試合や合同練習)での利用は行わない。

○事前に家で体調チェック(検温・健康状態)を行い、以下の症状が一つでもある人は施設の利用を控える。

37.2度以上の発熱がある場合

息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ、軽度であっても咳、くしゃみ、味覚嗅覚異常、咽頭痛などの風邪症状がある場合

同居家族や身近な知人に感染が疑われる場合

○利用者の距離をできるだけ2m以上確保する。(最低1m)

・強度が高い運動、スポーツの場合、呼吸が激しくなるため、より一層距離を空ける。

・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動、向かい合って発声したりする活動をできるだけ控える。

○利用者はマスクを着用する。(激しい運動で着用が難しいと判断した場合は、人と人の距離を十分にとる。休憩中やミーティング中、着替えの時などは必ずマスクを着用する。)

○走る、歩くスポーツにおいては前の人の呼吸の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく並走・斜走をする。

○唾や痰を吐くことはしない。

○タオルや水筒は共用しない。

○屋内施設については密室空間とならないように、常に2方向の窓を開け十分な換気を行う。また、「換気扇」を活用する。

○同一施設内・同一時間帯の利用は原則バレーボールコート1面につき1団体とする。テニスコートは1団体利用とする。

○屋内施設については100人以下の利用とし、人と人の距離(できるだけ2m以上)が確保できる人数にする。※右記基準参照

○観覧者・応援者などの入場はしない。

○屋外施設については1施設1回あたり200人以下の利用とし、人と人の距離(できるだけ2m以上)が確保できる人数とする。

・屋外使用で観覧・応援者がある場合は、使用者が責任をもって、住所・氏名・年齢・連絡先を把握し必要な時は名簿を提出する。

○利用前後時やトイレ後といった機会などに、こまめな手洗い・手指消毒を行う。

○利用後には、利用者において清掃、及び共用の器具、ベンチ、手すり、ドア、スイッチ等を消毒する。

・施設の消毒は別紙要項「屋内施設と屋外施設の消毒について」で行う。

○利用団体毎に体調チェックを行い、その都度チェックシートを教育委員会に提出する。

○使用団体内及びその関係者に新型コロナウイルス感染もしくは疑いが発覚したときは団体代表者、あるいは本人が速やかに八百津町教育委員会へ報告をする。

○感染が疑われる人が発生した場合、保健所等の公的機関に必要な情報提供を行うことに同意する。

※今後の新型コロナウイルス感染症対策の状況によっては条件が変わることもあります。

『あなたとあなたの大切な人の命を守るために』

屋内施設使用制限	
八百津小体育館	100人
和知小体育館	80人
錦津小体育館	70人
久田見小体育館	80人
潮見小体育館	60人
八百津中体育館	100人
東部中体育館	90人
B&G体育館	90人
和知体育館	60人
武道館	50人